

第 3 章

計画の基本理念と基本的方向

1 計画の基本理念

【 基 本 理 念 】

住み慣れた地域で健やかに暮らし、 安心と幸せを感じられる守谷

第三次守谷市総合計画において高齢者福祉分野では、あるべき未来の姿として、高齢者が安心して暮らし社会参加や支え合い活動が活発になることを目指しています。

第9期計画の基本理念については、こうした未来の姿を見据え、第8期計画までの基本理念を更に進め、「住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷」として、4つの基本目標を掲げ、高齢者の福祉に係る施策を総合的に推進します。

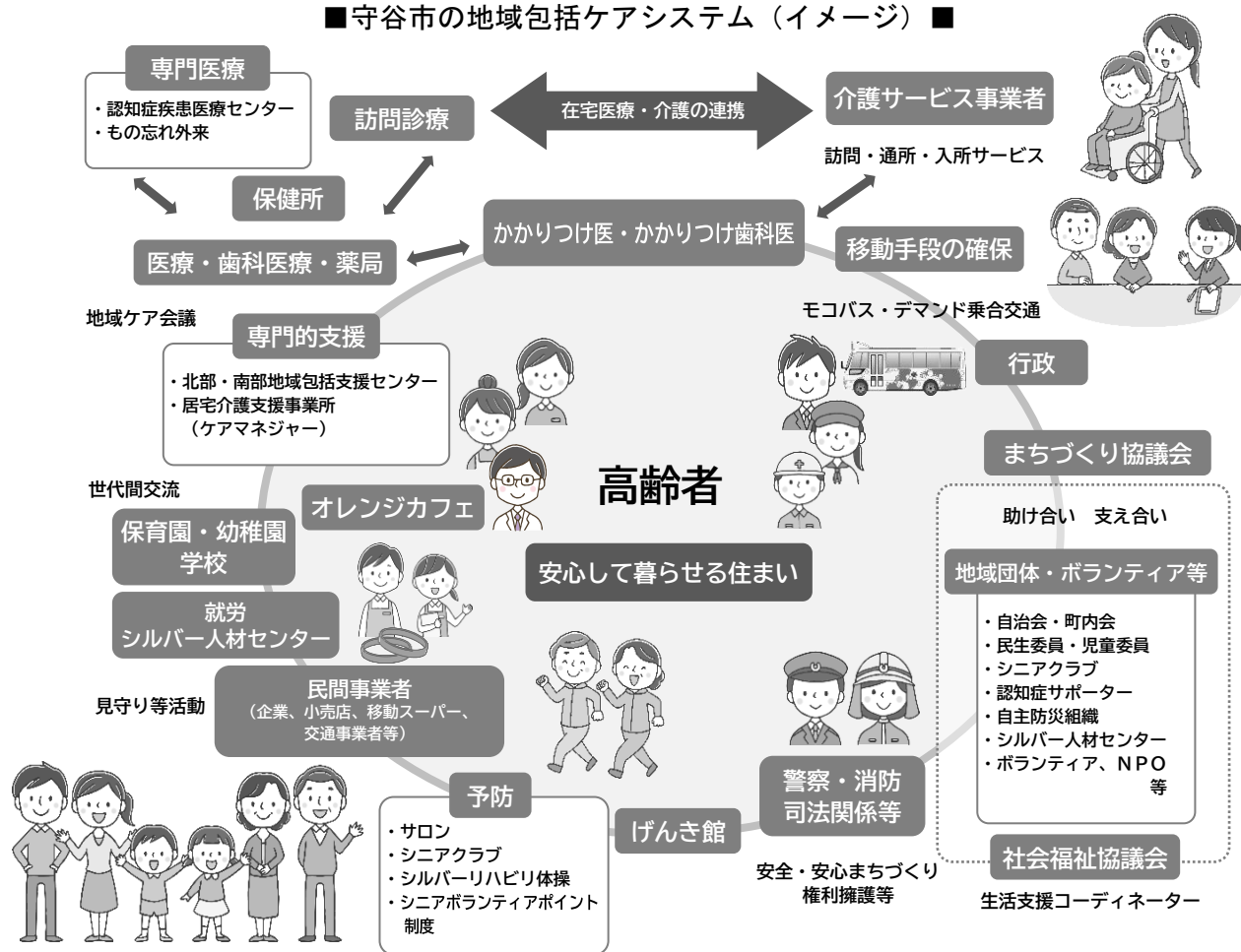
特に介護保険サービスの提供と基盤整備においては、介護人材の確保を目的とした介護サービス事業所への支援を行い、安定的に介護保険サービスが提供できる体制とします。また、介護保険サービスの適正利用を促進するために、高齢者の自立支援に対する考えについて啓発活動に取り組みます。

地域包括支援センターは高齢者の相談について、様々な機関との連携により、増加する業務や多様化する支援ニーズに的確に対応していきます。

第9期計画では、計画期間中に団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えます。そして今後においては、団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費の更なる増大が懸念される令和22（2040）年を見据えながら地域包括ケアシステムの一層の推進に取り組んでいくことが必要となります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要になります。そのために、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させていきます。

■守谷市の地域包括ケアシステム（イメージ）■



2 計画の基本目標

第9期計画の基本理念及び第8期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら重点課題への取組を行うとともに、第9期計画における地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

(1) 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

高齢者が、いくつになっても自立した生活を継続していくためには、介護予防・フレイル予防活動に取り組むことが大切です。運動教室や専門職による講座、サロン活動をはじめ、SNS等の媒体や広報を活用することで運動の方法を周知することで自宅や公園等で手軽に運動ができるよう、住み慣れた地域で多様な介護予防活動に取り組む環境づくりに努めます。

また、高齢者の生きがいや介護予防・社会参加につながる機会のある場として、シニアボランティアポイント制度を通じた事業所等への支援やサロンの運営ボランティア活動等を推進します。

(2) 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年を迎え、支援を必要とする高齢者の大幅な増加が予測されることから、高齢者が安心して暮らせるような仕組みづくりが重要になります。医療・介護の連携を強化するとともに、高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターの機能を拡充し、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーを含めた複合的な生活課題に対し関係団体等と連携して取り組み、相談支援体制の充実を図っていきます。

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域住民の認知症の正しい理解と協力が必要です。認知高齢者の増加も予測されており、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練、オレンジカフェ（認知症カフェ）等により市民への啓発活動を行います。また、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の構成機関である見守り活動協力事業所の拡大を図り、地域の見守り体制の強化を図ります。

また、地域性を生かした活動ができるよう、まちづくり協議会地域福祉部会等の話し合いの場を活用し、事業展開できるよう引き続き支援していきます。

（３）高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が増加するなか、それぞれの生活状況によって多様化・複合化する生活課題への支援が必要になることが想定されます。

そのため、介護保険サービスをはじめ、様々なサービス等の活用と権利擁護を推進し高齢者の在宅生活が継続できるような体制を、社会福祉協議会や各関係機関と連携し構築します。

また、デマンド乗合交通やモコバス等による移動手段の確保や避難行動要支援者対策等の災害対策等についても、市の関連計画と連携して推進します。

（４）介護保険事業の円滑な実施

後期高齢者の増加に伴い、介護保険サービス利用の増加、介護給付費の総額も増加していくことが予測され、引き続き計画の進捗管理を行い、計画との差異を注視していく必要があります。また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活続けるため、多様化するニーズに対応した介護保険サービスの提供を進めていきます。

加えて、市民が安心して年を重ねられるためには、介護保険事業の円滑な実施及び介護保険制度の持続可能性の確保が不可欠であり、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

3 「介護予防」重点プロジェクト

第9期計画期間においては、令和7（2025）年に団塊の世代が後期高齢者となり、後期高齢者（75歳以上）人口が前期高齢者（75歳未満）人口を上回ることが見込まれます。

後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者や要介護・要支援認定者の更なる増加が見込まれることから、認知症対策や介護予防が一層重要となります。

「認知症施策大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症対策を推進していきます。

また、地域の実情に応じた多様な介護予防の取組を強化していきます。

■重点「介護予防」プロジェクト■

（1）認知症対策

- 認知症に対する理解を深めるための普及及び啓発の推進
- 認知症の方が地域で自分らしく暮らしていける体制づくり
- 家族介護者への支援

（2）高齢者を地域で支え合う体制づくり

（3）介護予防・フレイル予防の推進

■計画の体系■

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



[主な取組]

1 介護予防把握事業 2 介護予防普及啓発事業 3 地域介護予防活動支援事業 4 一般介護予防事業評価事業
5 地域リハビリテーション活動支援事業 6 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）
7 介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス） 8 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント事業）
9 保健事業と介護予防の一体的な実施

1 がん検診の実施 2 健康診査（特定健康診査、後期高齢者医療健康診査）の実施 3 保健指導の実施
4 健康教育の実施 5 歯周疾患医療機関検診 6 高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種への助成
7 ラジオ体操を活用した健康づくり

1 シニアクラブ活動 2 サロン活動 3 シルバーリハビリ体操（ばたか）推進事業 4 シニアボランティアポイント制度
5 高齢者健康増進支援事業（おためしフィットネス） 6 生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供
7 協働のまちづくり担い手育成事業 8 高齢者就業機会確保事業

1 緊急通報体制整備事業（緊急通報サービス） 2 軽度生活援助事業
3 愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業） 4 地域自立生活支援事業 5 生活管理指導短期宿泊事業
6 福祉タクシー券交付事業

1 地域包括支援センターによる総合相談 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 3 地域ケア会議の実施
4 地域包括支援センター事業評価の実施

1 認知症初期集中支援推進事業 2 認知症地域支援・ケア向上事業 3 認知症の発症予防
4 認知症サポーター等養成事業 5 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業
6 見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施

1 在宅医療と在宅介護の連携強化 2 医療・介護関係者の研修 3 地域住民への普及啓発

1 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業 2 認知症の方の家族のつどい 3 介護教室の開催
4 高齢者介護用品支給事業

1 生活支援体制整備事業（まちづくり協議会地域福祉部会での情報共有、話し合いの場の設置）
2 生活支援コーディネーター機能の充実 3 地域ケアシステム推進事業

1 障害福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続 2 養護老人ホーム入所措置

1 成年後見制度の周知及び利用の促進 2 権利擁護事業の充実 3 高齢者虐待の早期発見及び虐待の防止
4 高齢者虐待への対応 5 消費者被害の防止

1 パトロール活動の推進と防犯意識の高揚 2 防犯連絡員の確保 3 交通事故防止対策の推進
4 自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実 5 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備と更新
6 福祉避難所の設置 7 ユニバーサルデザインを意識した公共空間の創出・改善 8 高齢者運転免許証自主返納支援
9 高齢者の移動手段の確保 10 感染症拡大防止における対策

